

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 68 号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第 3 条 法第63条第 1 項（<u>法第86条第 4 項</u>、第92条第 4 項、第 96条第 4 項及び第100条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）若しくは地方振興局（大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。）の長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(信用供与等限度額の特例の承認申請)</p> <p>第 4 条の 7 法第11条の 8 第 1 項（法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請)</p> <p>第 4 条の 8 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(解散の決議の認可の申請)</p> <p>第 5 条 法第68条第 2 項又は第91条の 2 第 2 項（<u>法第86条第 5 項</u>、第96条第 5 項及び第100条第 5 項において準用する場合を</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第 3 条 法第63条第 1 項（<u>法第86条第 3 項</u>、第92条第 4 項、第 96条第 4 項及び第100条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）若しくは地方振興局（大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。）の長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(信用供与等限度額の特例の承認申請)</p> <p>第 4 条の 7 法第11条の 11 第 1 項（法第92条第 1 項、第96条第 1 項及び第100条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により信用供与等限度額の特例の承認を受けようとするときは、別に定める様式による信用供与等特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)</p> <p>第 4 条の 8 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>法第15条の 2 第 3 項</u>（法第96条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による共済規程変更届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>共済規程の変更の理由を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>共済規程の新旧条文の対照表</u></p> <p>(3) <u>理事会の議事録の謄本</u></p> <p>(解散の決議の認可の申請)</p> <p>第 5 条 法第68条第 2 項（<u>法第86条第 4 項</u>及び第96条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第91条第 2 項（<u>法第100条</u></p>

含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 法第91条の3第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 組合員(準組合員及び準会員を除く。)が法第125条第1項の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による議決(選挙、当選)取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第

第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長（漁業生産組合に係るものに限る。）に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 法第91条の2第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第69条第2項の規定により権利義務の包括承継の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による包括承継認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(行政庁に対する請求)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 組合員(準組合員及び準会員を除く。)が法第125条第1項(法第51条の2第7項、第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、別に定める様式による議決(選挙、当選)取消請求書を知事等に提出しなければならない。

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第4項(法第86条第4項及び第96条

<p>86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(財産処理方法の届出)</p> <p>第15条 代表清算人は、法第75条第1項(法第86条第5項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項又は第91条の2第4項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。))の規定により解散した場合を除く。)。 登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(財産処理方法の届出)</p> <p>第15条 代表清算人は、法第75条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の財産処分の方法を定め、総会の承認を得たときは、総会終了後1週間以内に別に定める様式による財産処分方法届に次に掲げる書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、知事等又は局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。))の規定により解散した場合を除く。)。 登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前にされた共済規程の変更の認可申請に関するこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。